**焼却炉に関する法規制**

［廃棄物処理法］あらゆる焼却炉に下記項目が適用される。

環境大臣が定める焼却の方法

焼却設備の構造

環境大臣が定める焼却の方法〈廃棄物処理法施行令〉

　　　　　　　・煙突の先端以外から、燃焼ガスが排出されないように焼却すること。

　　　　　　　・煙突の先端から、火炎又は黒煙が排出されないように焼却すること。

　　　　　　　・煙突から、焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

　　　 　　焼却設備の構造〈廃棄物処理法施行規則H14.12.1施行〉

・空気取入口及び煙突の先端以外に、炉内と外気とが接することなく、

燃焼ガスの温度が800℃以上で燃焼できること。

・焼却に必要な量の空気の通風が行われること。

　　　　　　 ・外気と遮断された状態で、定量ずつ投入することができること。

　　　　　 （ガス化燃焼方式その他構造上、やむを得ないと認められる場合を除く。）

　　　　 ・温度測定装置が設けられていること。

　　　　 ・助燃装置が設けられていること。

**廃棄物の焼却は、上記要件を全て満足する焼却炉を用いる他は、使用を禁止**

**されており、罰則も定められております。**

◆**焼却炉規模別法規制**◆

**（条例により別途規制のある自治体あり）**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 規 模 別 適 用 | 法　　　規焼 却 能 力火床面積火格子面積廃プラスチック類 | 届 出 不 要50Kg/Hr 未満0.5㎡　 未満―　 | ダイオキシン類特別措置法50Kg/Hr以上 届出0.5㎡以上　　届出 | 廃棄物処理法200Kg/Hr以上 許可―2㎥以上　　　 許可100Kg/日超　　許可 | 大気汚染防止法200Kg/Hr以上 届出―2㎥以上　 　届出 |
| 規　制　内　容 |  | 〇ダイオキシン類濃度基準排　　気　　5ng-TEQ/㎥N（※）〇ダイオキシン類排出基準ばいじん・灰　3ng-TEQ/g　（処理基準として）・この数値を超えた場合は3ng-TEQ/g以下となるような中間処理が必要です。 | ばいじん 0.15g/㎥NHcl 700mg/㎥NNax　　 250ppmSax　　 K値規制 |
| 測　定　定　義 | 不　要 | ダイオキシン類濃度1回/年、作業環境測定1回/6月 | 2回/年以上 |